

一般財団法人長野陸上競技協会事務局規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(総則)

第 1 条 この規程は、定款第 46 条の規定に基づき、一般財団法人長野陸上競技協会事務局(以下「事務局」という)の事務処理及び職員の服務・給与等について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 事務局は次の者をもって構成する。

- ① 理事長
- ② 総務委員長
- ③ 庶務部長
- ④ 経理部長
- ⑤ 理事長在籍地区選出の副会長及び副理事長
- ⑥ 事務職員

(職務)

第 3 条 事務局長は局務を掌理する。他の者は事務局長の職務遂行を補佐し、局務を処理する。

(事務処理)

第 4 条 事務局の事務処理は特に会長の指示を必要とするものの他は、理事長の決済を得るものとする。

(専決事項)

第 5 条 事務局長が専決する事項は次の通りとする。

- (1) 職員の事務分掌及び服務に関すること。
- (2) 1 件 5 万円以下の予算執行に関すること。
- (3) その他簡易なこと及び定期的なこと。

(費用)

第 6 条 事務局に係る諸費用は、一般会計予算の範囲内とする。

附 則

本規程は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。